

1. 研究プロジェクトの概要

研究プロジェクトの概要

国立特殊教育総合研究所は、平成13～15年度の3年間、盲・聾・養護学校が「地域における教育のセンター的機能」を果たしていく場合、現実にどのような課題があるのか、またどのような展望をもって開発・実施していくことが必要なのかについて、プロジェクト研究「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」としてこれに取り組んだ。

1 本研究の枠組み

(研究の概要)

平成8年の中央教育審議会答申や翌年の特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の「特殊教育の改善・充実について（第一次報告）」以来、特殊教育諸学校が単に校内において在籍する児童生徒の教育を行うだけでなく、これまで蓄積してきた特殊教育に関するノウハウを活かし地域において障害のある子どもの教育に関するセンター的な役割を担う機能を整備する必要性が提言されてきた。そしてそれは、平成11年度に示された学習指導要領に記述されることになった。

本研究は、特殊教育諸学校が地域において障害のある子どもの教育に関してセンター的な役割を果たす場合、どのような内容としてそれを構想し行うことができるか、またそのためには何をどのように整備することが必要なのかについて、以下のような内容を想定して実際の展開を行いながら研究を実施し、具体的な指針を提供する。

- (1) 現在ある障害のある子どもに関する社会資源についての整理。
- (2) 特殊教育諸学校がノウハウとして持ち、提供できる内容についての整理。
- (3) 障害のある子ども、保護者や家族のもつ支援ニーズの整理。
- (4) センター的機能を果たすための学校内システム、職員配置の検討。
- (5) 他の社会資源とのネットワークをどのように構築したらよいかについての検討。
- (6) 特殊教育諸学校が「センター的機能」をもつための要件の検討・整理。

(研究終了時に到達すべき内容)

- (1) 特殊教育諸学校の「地域におけるセンター的機能」についての概念モデル及び各学校や県レベルが各地の実情に合わせていくつ活用できる事例の提供。
- (2) 特殊教育諸学校と特殊教育センター、幼稚園、保育所、小中高等学校との関係、福祉・医療領域との関係の整理。
- (3) 子ども、保護者、関係者のニーズに関する実態に理解。
- (4) プロジェクトチームによる研究の進め方に関するノウハウ（課題を含め）の提供。

(研究の成果)

(想定した報告書構成)

- 1 「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能」はなぜ考えられるか
中教審等の提言をどのように考えるか
- 2 盲・聾・養護学校のセンター的機能とはどういうことか
 - (1) 考えられる機能
 - コンサルテーション機能
 - 教育相談機能
 - 情報提供機能
 - 施設・設備等の提供
 - 「場」の提供

- (2) 機能を開発していくための留意点
 - 他の社会資源との関係
 - 学校内の体制づくり（意識改革，組織，施設・設備）
 - 保護者への説明
 - 活動と広報の在り方
- (3) 諸外国における考え方と例

3 事例

- (1) 県立養護学校（知，肢，病）
- (2) 市立養護学校（知，肢）
- (3) 盲・聾学校
- (4) 特殊教育センター（サポート，研修システム）

4 障害のある子どもの教育に果たす特殊教育諸学校の今後の役割と条件整備

補遺：集団が組織を構成し生産的な仕事をするために

2 研究実施体制

この研究が地域資源における学校資源の投入・構築とこれに伴う学校体制の再構築に関する内容であり、開発的な実践をとまなう研究を実施する協力機関が必要であることから、以下のような観点から多様な学校種や地域特性等を考慮し、研究実施体制をとった。

「特殊教育諸学校」のなかには、盲学校や聾学校の「教育相談」のように自校に在籍する子どもへの教育活動に加え、広く支援を以前から行ってきた学校種もある。また、養護学校であっても知的障害、肢体不自由、病弱の別によってもつ専門性が異なっている。さらに、設置主体が都道府県である場合と市立である場合とでは特色が異なっている。従ってそれぞれが特性に応じた「センター的機能」の開発・実施が行われることが予測される。

また、盲・聾・養護学校がセンター的機能を果たすためには、設置者である地方公共団体の教育委員会、「特殊教育に関するセンター」として設置され業務を行っている「特殊教育センター」など関連する機関が、今後機能を整理し分担、連携、相互支援を行っていくことが重要である。

さらに、センター的な機能の実施に伴って、教員に新たな知識や技能が必要になることも考えられることから、大学における教員養成課程も検討する必要がある。

盲・聾・養護学校におけるセンター的機能の直接的な開発・実施に加え、盲・聾・養護学校のセンター的機能の開発・実施を特殊教育センターや教育委員会がどのようにとらえ支えるか、今後地域において連携が求められる福祉領域の観点からの検討が必要である。

1) 所内分担者の所属

- 視覚障害教育研究部
- 聴覚・言語障害教育研究部
- 知的障害教育研究部
- 肢体不自由教育研究部
- 情緒障害教育研究部

2) 研究協力機関及び研究協力者の所属

- ① 都道府県立盲・聾・養護学校
- ② 市立養護学校
- ③ 特殊教育センター
- ④ 教員養成大学
- ⑤ 療育センター
- ⑥ 障害者地域生活支援機関
- ⑦ 高等学校

⑧ 県教育委員会

⑨ 文部科学省

* なお、協力機関・協力者の一部は、本研究所のホームページを通じて公募を行った。

チームマネジメントの観点

本プロジェクト研究では、以下の各層で一つの目的を共有し達成する創造的な集団としてどのように成立させ成長させるかに関し、意識的に取り組んだ。

① プロジェクトを構成する分担者、協力者、協力機関代表者の属する集団

② 本研究所分担者集団

③ 学校種別、都道府県立学校、市立学校、教員養成大学、県単位の集団

④ 各学校

これは、全国の各盲・聾・養護学校が「センター的機能」という新たな役割を開発し担っていく場合、学校集団は一つの目的を共有し創造的であることが求められる。また、地域において他の社会資源とのチームアプローチが求められる。これらのことを考え、各層で創造的な集団づくりとチームマネジメントが意識された。初年度には研究分担者、協力者、協力機関代表者が参加して2日間のワークショップを行った。方法の詳細は《資料編》の「ワークショップによる校内・地域における連携・共同の輪づくりのヒント」を参照されたい。

3 研究過程における情報の提供及び収集

研究過程において確認された成果や開発過程そのものをできるだけ早く公表し、各地での取り組みに参考資料を提供する工夫を行った。

特に、本研究所が毎年度実施する「特殊教育セミナー」では3年間継続して分科会を設定して企画・運営し、成果を反映させて「盲・聾・養護学校のセンター的機能」に関する考え方と実際について提案するとともに、全国各地の実態に関する情報を収集し研究に資した。また、全国特殊教育センター協議会管理部会で継続して持たれた「盲・聾・養護学校におけるセンター的機能の充実に向けた支援」分科会に参加し、成果を報告するとともに各地の情報を収集した。この他、特殊教育学会等関係学会における報告、特殊教育関連雑誌への投稿、特殊教育センターや各学校で行われる研修会における話題提供などを公表の機会とした。

4 「センター的機能」の内容

本プロジェクト研究では、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」で提案された内容やこれまで特殊教育センターが行ってきた業務などを手がかりをもとに、「盲・聾・養護学校のセンター的機能」を「盲・聾・養護学校が自校に在籍する子ども達への教育に加えて、その専門性やこれまで蓄積してきたノウハウを基盤に、その人的・物的資源を広くかつ積極的に地域に対し提供していく機能」ととらえた。そのうえで、これまで様々な活動の総称として使われてきた「教育相談」の内容整理も含め、「盲・聾・養護学校のセンター的機能」を次の7つに整理し、盲・聾・養護学校や特殊教育センター等の協力を得て、学校の特色や地域の特性に応じて各機能の開発と実施に取り組んだ。

(1) 「教育相談」機能

幼・少・中・高等学校等（以下、「小・中学校等」）に在籍する児童生徒等について、障害や発に関し教育の観点から相談に応じる。主な内容には次のようなものがある。

1) 障害に関わる養育や教育に関する課題の解消を支援する相談

① 心理的な対応・・・カウンセリング

② 情報の提供・・・子どもの状態（アセスメント）、今後の見通し、社会資源、制度の紹介や活用方法

③ コーディネーション・・・他の関係機関への紹介及び協力

2) 就学に関する相談

3) 小・中学校の学習集団への不適応、学業不振などに関する相談

4) 進路・就労に関する相談

なお、教育相談の場で取り扱われる具体的な内容は、①早期の教育相談、②就学期の相談、③学齢期の相談、④社会への移行期における相談、というように、子どものライフステージ、保護者のライフステージによって異なってくる。

(2)「指導」機能

小・中学校等に在籍する児童生徒等に対し、盲・聾・養護学校の教員が小中学校等の教員と共同で、または単独で直接に指導を行う。

小・中学校等の幼児児童生徒が盲・聾・養護学校に来校し指導を受ける形態（聾学校等での「通級指導」を含む）のほか、盲・聾・養護学校の教員が小・中学校を訪問して指導する形態も考えられる。これまで盲学校、聾学校が「教育相談」と呼んで行ってきたの早期指導はこの中に位置づけられる。

(3)「コンサルテーション」機能

小・中学校等からの要請に応じて訪問し、障害のある子どもの特別な教育的支援について、学級参観等を通してその子や教育活動の実態を把握し、指導や学級・学校経営等に関する助言や提案などの支援を行う。

例えば、視覚障害のある子どもについて、①採光や環境配置の工夫、②本人の机の位置、③板書の文字の大きさの工夫、④教科学習を進める上での教材提示等の工夫や配慮、⑤視覚障害に関する同級生への情報の提供の必要性や方法、学校敷地や建物、教室などの位置関係を学習する必要性や工夫などを学級担任や学年担任等と一緒に工夫したり、助言することなどが挙げられる。

(4)「研修」機能

小・中学校等の教職員のニーズをふまえ、研修の機会を提供する。例えば、次のような内容が考えられる。

- ・障害の特性を配慮した教科指導や自立活動
- ・知的障害のある子どものコミュニケーション方法
- ・聴覚に障害のある子どもへの聴覚学習
- ・肢体不自由のある子どもに対する生活介助のしかた
- ・自閉症の特性と指導や対応のしかた

これらは、盲・聾・養護学校の教員が講師となって研修を行うことができる。また、この機能のなかには、ボランティア養成講座など、市民を対象とした研修を企画・実施することも含まれる。

(5)「授業研究」機能

小・中学校等の教職員を対象に、授業実践研究の機会を提供する。特殊学級や通級指導教室の担任のニーズに応じて個々の子どもの実態にあわせた教材・教具の工夫や自立活動のすすめ方について実践研究を行うことや、盲・聾・養護学校が授業研究会を公開して実践事例を検討する機会の提供などが挙げられる。

(6)「情報提供」機能

小・中学校等の教職員に対して、多様な教育的ニーズに応じるための指導に関する情報や福祉等地域社会資源に関する情報の提供を行う。このなかには、教材・教具の貸し出しなども含まれる。また、市民に対し障害のある子どもの教育に関する情報や地域社会資源に関する情報の提供を行う。

(7)「施設・設備提供」

小・中学校等の児童生徒等の学習活動に対し、盲・聾・養護学校の施設・設備を提供する。また、地域への一般開放を行うことを通じて障害のある人々を含む地域の人々の生涯学習に寄与する。

なお、「盲・聾・養護学校のセンター的機能」の対象を考える場合、小・中学校等やそこに在籍する子どもたちばかりではなく、一般市民が含まれる。また、盲・聾・養護学校は相互に支援の対象である。

5 報告書の構成

3年間の取り組みを《総説編》、《事例編》、《資料編》に分けた。

《総説編》においては、「盲・聾・養護学校のセンター的機能」が提案されることになった経緯と背景を含め、「センター的機能」をどのような内容としてとらえたらよいか、研究を開始した平成13年度の時点で調査した全国盲・聾・養護学校の実施実態の結果と考察、諸外国の特殊教育システムにおける特殊学校のリソースセンター機能、大学の教員養成における盲・聾・養護学校のセンター的機能に関する取扱い、盲・聾・養護学校が地域において支援機能を発揮するために必要な観点、そして、本研究を通じて明らかになった盲・聾・養護学校がセンター的機能を開発・実施していくための要点と課題及びいくつかの提案を取り上げた。

《事例編》では、各学校及び二つの県が取り組んだ「盲・聾・養護学校のセンター的機能」の開発経過とそれぞれの特色を取り上げた。また、各地の特色ある取り組みを紹介している。特に、開発プロセスとそれぞれの学校の特色や地域背景のなかで形成された特色及び課題に焦点をあてた。

《資料編》では、全国で行われている特色ある「盲・聾・養護学校のセンター的機能」の取り組み例、本研究に関わって協力機関等が行った調査結果、協力機関の概要などの資料を取り上げた。

(滝坂 信一)

